慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	安冨潔著『刑事手続とコンピュータ犯罪』
Sub Title	Kiyoshi Yasutomi, "Computer related crime in Japanese criminal procedure"
Author	渥美, 東洋(Atsumi, Toyo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.9 (1992. 9) ,p.122- 131
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920928-0122

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

安冨　潔著『刑事手続とコンピュータ犯罪』

一　本書が寄せた関心

(一)　コンピュータは、それによって処理中の情報、その中に蓄積、保存する情報が自然の目や耳で読み取ったり、聴き取ることができないという特徴をもっている。

すべての情報が、自然の目、又は自然の耳で理解できた時代は、そう古いものではないが、途中、電話・電信という通信技術の時代に入り、流通中の情報は聴き取れないが、入手した情報を保存・蓄積する段階に入ると、録音・文書（記録）化によって読み取り、聴き取りができるものとなるという状態を経て、コンピュータ時代の今日では、情報の流通・加工・処理から、保存・蓄積の段階まで、すべて可読でも可視でもない状態が生じている。

さて、犯罪の捜査と犯罪についての裁判、事実認定は、人間の行動に関する情報の収集と入手された情報による犯罪行為についての推論から成り立っている。そのため、自然の耳と自然の目で犯罪情報を入手していた時代から、実は「情報」の採集は行われていたのである。ただ、かつては、情報の化体された「有体物」や有体物全体の醸し出す状況と、情報の蓄積された人間から情報が入手されていた。

このうち情報を記憶している人間から情報を入手する、被疑者取調、証人尋問という分野では、今でも変化はない。しかし、情報が有体物に化体されずに、無体物に化体される技術が発達し、情報が有体物と一体化している状況に変化が生ずると、犯罪の証拠・情報の採集で構成される捜査の態様は大きく変化せざるをえない。また、有体物から遊離している情報を、公判において事実認定に当たる裁判官や陪審に読むことができ、聴くことができるものに変化させ、つまり、今一度有体物と一体化させる作業を行わざるをえない。

(二)　諸外国、とりわけアメリカ合衆国とイギリス、さらに英米法系諸国は、このような犯罪に関する情報の採集と、不合理な情報採集活動からの安全保障に早くから関心を寄せ一連の判例を積み上げるとともに、法律による解決も図ってきた。また、有体物から離れた情報をそのまま、今一度有体物に化体させて、読んだり聴いたりすることのできる状態に直して証拠として公判で利用するルールも一連の判例やその後の法律が用意されて

きている。また、コンピュータを用いて複雑な多くの情報を用いて、一定の犯罪状況や犯罪に関連する状況を推論する、いわゆるコンピュータ・シミュレイションの結果の、捜査や公判での利用についても、一連の判例が積み上げられ、また法律による解決策が提案されてきている。

ところが、わが国の法状況は、全くといってよいほど英米法系諸国のそれと異っている。つい先年、コンピュータ等に保存・蓄積されている「電磁記録物」を一定限度で文書と同様に保護する刑法の改正が行われたことを除いて、旧来の法がそのままにされたままで、新たな技術の生み出した状況に対処することを求めている。

(三) このように情報の流通・蓄積に関する技術の発達がみられ、その状況に大きな変化は生じているが、実は、情報の採集と判断・推論である、捜査と公判での事実認定の性質には全く変化がなく、また、情報やそれを生む私的な自由の領域を保護し、公判での事実認定への被告人の参加を保障し、その事実認定の十全さや合理性を保障する、法の基本原理に由来する関心には、いささかの変化もないのである。

このような情報をめぐる状況の変化と、犯罪捜査と証拠法の扱いという刑事訴訟法の関心に目を向けて、わが国の法適用と解釈のあり方に提言したのが本書である。

二　本書の概要

(一) 本書の第一部は、「英米における刑事手続とコンピュータ犯罪」と題され、その第一章では「アメリカ合衆国におけるコンピュータに係る犯罪の捜索・押収」が、第二章では、「アメリカ合衆国におけるコンピュータにより作成された証拠」が、その第三章では、「イギリスにおけるコンピュータにより作成された書面の証拠能力」が扱われる。

第一章で扱う法のドキュメントは、いうまでもなく、アメリカ合衆国憲法、とりわけ、その第四修正のいわゆる「プライヴァシー」をめぐる判例の展開と、一九六八年の title III of the Omnibus Crime Control and Safe Street Act—the Federal Wiretap Law にはじまり、現在それを改正した Electronic Communications Privacy Act of 1986 であり、第二章の扱う法形式は、電磁記録とコンピュータにより処理される証拠を扱っている連邦刑事訴訟規則と連邦証拠規則である。そして、第三章の扱うイングランドとウェイルズの法形式は、主として、Police and Criminal Evidence Act 1984 と、Criminal Evidence Act 1965 以来のコンピュータにより作成された証拠をめぐる一九七二年の刑事法改訂委員会の報告書である。

(二) 本書の第二部は「わが国における刑事手続とコンピュータ犯罪」と題され、現行法の解釈について著者の見解を示すものである。

（三）　さて、第一部第一章での米国でのコンピュータに関係する犯罪についての証拠・資料の捜索・押収では、合衆国憲法第四修正の捜索・押収についての法理の展開、とりわけテレコミュニケイション・電話についての法理を示したキャッツ Katz v. United States を中心に、「電話会話の二点間の領域」を第四修正に例示されている「家屋」「所持品」と同様に「憲法上保護された領域」と解し、そう解する基礎にある、この領域で保護される「プライヴァシー権」の保障の法理の展開を描写している。そのうえで、「憲法上保護された領域」は、プライヴァシーへの客観的期待が認められる領域と理解し、そこでは、その領域に干渉する「止むをえない国家の利益と必要性」に支えられた正当化事由が存在し、その存在を事前に確認し、国家による個人の憲法上保護された領域への干渉を、独立した第三者機関が承認するという手続を要件とするものと解するキャッツでのハーラン裁判官の補足意見で示された基準が、現在、米国で支配的となっていることを示している。そして、自分の自由が他から干渉を受けないという事実上の、当の個人のもつ現実の期待を主観的期待と呼び、その現実の当の個人の期待が社会的にも、「もっともなもの」だと認められる客観的期待と区別し、第四修正の例示する「家屋」「所持品」と同様には、主観的期待にとどまる活動・所在の領域は扱われないことを示している。主観的期待があるにとどまる領域は、しかし、個人の自由領域であることには違いがないので、第四修正の保障も受けず、一部の憲法上の保障を受けないものとは理解されてはいないことを描写し、主観的期待にとどまる領域への干渉は、「止むをえない、国家の利益や必要」という実体要件を伴わなくても、「干渉を要すると思料される程度」の事由があれば、正当化されるとみられてきていることを描写している。

そして、この原則・法理が、どのようにコンピュータで処理されている、流通中の情報とコンピュータに貯蔵・蓄積保存されている情報に妥当すると扱われているかが、第三節で問題にされている。自分でコントロールでき、第三者の干渉を許さない領域での情報の交換と情報の蓄積の分野について、先述した「止むをえない国家の利益」という正当化事由の存在と、その第三者による事前承認という、実体および手続の双方の要件を備えることが求められていることを、第四修正を連邦刑事訴訟規則四一条の解釈判例を通して整理し、描いている。

そして、情報を化体する有体物が存在しない流通中の情報、それに、コンピュータに内蔵・蓄積されている情報を「明示し」「個別化」して入手するうえでの工夫がどのようにして行われるかに関心を寄せている。この明示・特定の工夫を欠けば、有体物で明示・特定されないコンピュータに関係する情報の安全保障は大きく脅かされ、探索的・一般探索に道を開くからである。

つぎに、「止むをえない国家の利益」ほど高い程度の正当化事由を要求されず、同時に、第三者の事前審査・承認という、

いわゆる「令状主義」が要求されない領域には、とりわけ「タイムシェアリング・システム」の場合を挙げて説明している。これこそ、まさに情報内容について、他から干渉を受けない客観的期待は無いが、主観的期待があるにとどまる場合の典型である。

第一部の第二章では、コンピュータで作成された証拠を扱っている。これには、コンピュータに蓄積、貯蔵されている情報をそのままの状態で目に見えるものにして証拠に用いる場合と、蓄積情報を処理して、一定の専門的推論を示して、それを証拠にする、コンピュータ・シミュレイション技法を用いて作成した証拠の双方が含まれる。

ここでの関心の第一は、原本性と真正性に向けられる。出力印字され、目で読むことができるようにした情報の真正・原本性の問題である。入手の真正、処理の真正、出力の真正が証明されれば、出力印字された文書を原本とみる立場が連邦証拠規則（九〇一条b項九号、一〇〇一条三項等）とその解釈判例を通して支配的となっていることが紹介されている。ついで、電子工学的手法で処理された情報も、性質上は、伝聞証拠と定義され、そのうえで、業務記録（連邦証拠法八〇三条六号）、公務記録（同八〇三条八号）、シュミレイションされた情報による推論については、鑑定人供述（同七〇二、七〇三条）と扱われてきている裁判例を紹介している。

第一部第三章は、イングランドとウエイルズに妥当するPolice and Criminal Evidence Act 1984の制定経過とこの法律によって、コンピュータにより作成された証拠が、伝聞証拠として扱われ（同法六九条）信用性の情況保障を具体的に要求していた過去の判例の積み重ねを基礎に、刑事法改定委員会が検討を重ねて、Criminal Justice Act 1988に結実した伝聞例外に定めた要件（同法二三および三四条）を紹介している。

（四）本書の第二部は「わが国における刑事手続とコンピュータ犯罪」と題されて、わが国でのコンピュータにかかわる捜索・押収とコンピュータにより作成された証拠の許容性に関する、現行法下での解釈が、英米法諸国での先例や立法を参考にしつつ、比較法的手法で検討され、著者の解釈が展開されている。

憲法三五条とその成立に決定的に影響を及ぼしたアメリカ合衆国憲法第四修正に照らして解釈すると、記録媒体たる有体物のみならず、コンピュータを流通又はそこに内蔵・蓄積されている無体記録、無体情報も、憲法三五条の保護の下に入ると解するとの立場から、第二部では、捜索場所と押収対象物の明示・特定という実体要件と令状要件の双方について解釈し、一般探索的捜索押収を禁圧する立場をコンピュータ・システムの概要を把握して、必要情報の捜索と押収に限定される手法が用意され、用いられていれば、憲法および刑事訴訟法の要件を充足しているとみてよいとの正当な立場が採られている。そして、無体情報も証拠「物」として、刑訴法の捜索・押収の対象となると解してよい（同法九九条一項参照）との立場が採られている。

情報を刑事手続で利用するには、最終的には一般人が目で見、耳で聴くことのできるものにして入手することを要するが、そのための補助者等の協力は、法の認める「必要な処分」（法二二条一項、一一一条参照）に当たると解し、現行法上も、最終的に可読な状態での情報入手が可能となるとの当然の解釈を展開している。

また、コンピュータ犯罪の捜査では、コンピュータの処理や保有情報の状況の検証や鑑定処分を要する場合が多い。このとき、具体的なコンピュータ・システムに通じている第三者の協力を必要とする。また、目で読むことのできる状態にアウトプットするに当って、被処分者の協力を要するが、それらも、すべて「必要な処分」に含めて解釈できるとの立場を示している。

このように、コンピュータ・システムの特性に応じて、必要な資料を、一般・探索的捜索・押収とはならない方法で入手するには、多くの協力を「必要な処分」として被処分者又は第三者の専門家に求めざるをえない。この協力を欠くときは、捜索・押収に多大な出費が嵩んだり、コンピュータ・システムの作動を一定期間内停止させたりすることも行わざるをえなくなる。これへの立法的な対応として、著者は、協力義務とその義務違反の場合の罰則の定め、さらには、英国の Police and Criminal Evidence Act 1984 の一九条と二〇条の定める裁判官の関与する手続による、義務的な電磁記録の出力を立法論として提案している。

このほかに、コンピュータ・システムの利用に当たって、バックアップ・システムを義務化するなど、コンピュータの安全保障についての一般的なルールの設定を、法律の形式に講ずることも、最早必要であるかもしれない。

さて、プライヴァシーへの主観的期待にとどまる領域への捜索・押収の典型的な場合として、自己の情報が第三者の管理にかかるコンピュータ・システムに保管されている場合を挙げ、そこでの捜索・押収は、通常の客観的期待のある領域の捜索・押収とは要件の異なることを示唆している。このことは適切な指摘だと思われる。ただ、具体的処理として刑訴法一〇二条二項と一〇五条の反対解釈によるとの提案には、まだ一考を要すると思う。

第二部の第二章は、電気通信事業者提供のサービスによる情報通信とその捜索・押収を扱っている。

その第一は、電子的方法によるコミュニケイションであり、電話傍受の場合と同様に、基本的には憲法三五条の保護領域にあり、わが国では、「通信の秘密」の一側面の通信の自由の保護として、憲法二一条二項の保護を考えに入れなくてはならないと適切に述べている。その二は、電気通信事業者のサービスを利用した事実、コミュニケイション終了後に、その内容が事業者のコンピュータに保管される「電子メイル」のような場合の扱いである。これについては、主観的期待にとどまる場合であること、又は、「事業者の取扱」を離れたものとして、客観

的期待が認められる通信中の通信内容の保護とは区別して考えられている。

第二部の第三章は、「わが国におけるコンピュータにより作成された証拠」を扱う。

その第三節では、原本性が扱われる。情報の記憶・保存は目に見えない状態にされているが犯罪証拠に用いるには、目に見える状態にならなくてはならないとの特徴から、まず、保存情報と出力情報の同一性が立証されなくてはならず、それは、刑訴法三二一条三項又は四項の証人又は鑑定人の真正証言により充足される（米連邦証拠規則九〇一条b項九号参照）、と解釈している。また、公証の必要なコンピュータ保存情報は、電磁記録（目に見えないもの）を原本とし、出力・印字されたものを謄本と解し、他方それ以外の電磁記録は、証拠書類としてはじめて証拠となるので、出力された書面を原本と解するとの立場がとられている（ちなみに、米連邦証拠規則一〇〇一条三号は、プリント・アウトされた文書を原本とすると明定する）。

そして、最後に、コンピュータにより作成された証拠は、伝聞証拠であり、現行刑訴法三二三条各号に当たれば許容性を与えられると解釈し、保管・処理・出力の同一性と正確性を要件に許容性が与えられるという。

だが、たしかに、業務の通常過程で作成された情報を記憶・保存する場合は、三二三条各号で扱われればよいとの見解は正しいと思うが、それ以外に、コンピュータに入力されている情報も、通常の伝聞・書面による証拠と同じ要件で許容性を肯定してよいとの見解が妥当だと思う。その場合、真正の立証の点で、通常の文書とは若干異った方策、例えば英国の Police and Criminal Evidence Act 1984 の六九条一項なども立法化されると問題が扱いやすくなるとはいえよう。つまり、情報出力による書面作成に当たり、その作成方法、コンピュータの作動・使用状況等に関し、そのコンピュータ・オペレイションに責任のある者の署名した証明書の提出がそれである。

三　本書への批評

(一)　著者は、コンピュータを流通する情報とコンピュータに保存され、記憶・貯蔵されている情報の捜索・押収が、プライヴァシーの法理によって規律されるとするアメリカ合衆国で主として展開されてきている法理に従って、わが国での同様の問題を扱うのが正しいとの前提で、コンピュータを流通し、それに貯蔵・保存されている資料・証拠・情報入手から生ずる様々の態様の問題を検討している。

わが国では、プライヴァシー権が論ぜられることは多いが、法定主義が個人の行動を予測可能なものにさせ、自己選択を可能にするとの法実証主義の影響が強いためか、或いは、さらに、単に刑事訴訟法一九七条一項但書の、いわゆる「強制処分法定主義」によって、捜索・押収・身柄拘束等の活動を規律することしか考えない立場が多い。

そのため、諸外国では、すでに、とっくの昔に解決済とされている電話傍受や電信傍受についても、わが国では解釈上の解決は無い。それだけではなく、立法の用意も欠けている。

現在では、ペイパレスの時代に入り、地球規模で、テレコミュニケイション・システムがコンピュータリゼイションの下で張りめぐらされ、海の外の諸国のコンピュータに貯蔵されている情報を入手したり、そこに情報を蓄積すべく送付することさえできることになっている。今では、情報に関していえば、コンピュータライズド・テレコミュニケイション・ネットワークは、一種の、しかも重要な社会基盤・インフラストラクチュアとなっている。通常の業務活動も、また犯罪も、このインフラを用いて様々の形をとって行われる。

このネットワークは、自由な情報の交換、自由な人々の結合を保障するうえで、外部からの不当な理由のない干渉から守られなければならない。このネットワークの中で、技術的な方法と法の規律によって、他から干渉を受けない自由な領域が設定されている。それは、かつて、物理的障壁等によって外部の干渉から保障された自由な領域に匹敵するものでもある。今では、個人がみずから、又は集合体を通して自己を表現するために、自己を確立し、他人と私的に結合し、さらには自己を表現して他人と交渉する重要な方途・方策の一つが、コンピュータに支えられたテレコミュニケイション・システムになっている。そこには、家屋と同様に守られるべき自由の領域も、書類や所持品と同様にその安全が保障されるべき自由な領域もあると同時に、他人と公的に交渉し、他人とともに繁栄すると同時に他人を正当な理由なく傷つけるのに用いられる領域も含まれている。

したがって、単に強制処分法定主義などという法律の定めた射程の狭い原則によって検討すべき限界を超えて、自由の原理によって検討すべき大きな問題が、そこに発見されるのである。

プライヴァシー権とは、他人にかまわれない、他人の干渉を受けないで、自己の決定で自己の問題を処理できる権利、古い表現では「一人に放っておかれる権利」である。これは、一種の自由権である。現行憲法に即していえば、プライヴァシー権は、様々に別の規定で定められている。まず憲法一三条の幸福追求権、つまり、自分の人生の設計と幸福を求めて、みずからそれを決しても他人にとやかく言われない自由も、その一つである。第二に、憲法二一条の表現の自由、言論・思想の自由もまた、そのなかに入る。自己の思想、信条、宗教をどのように抱くか、それをどのように表現し、どのような人々と共通の宗教・思想・信条を分かち合うかをみずから決定し、選択するのに他者、とりわけ国家からの干渉を受けない自由である。そして、憲法三五条、三三条の、個人の身体、家屋、所持品が、不合理な国家の干渉、捜索・押収から守られ、ここに示されている領域では、自由に他から干渉を受けずに、自らを決し律することが保障されている。個人主義を基礎にし、個人の尊敬を直接支える権利を権利保障の中核に据えることとするのであれば、

この三つの態様のプライヴァシーの保障のなかで、最もその保障の厚い保障は、三三条と三五条によるそれであることが判明する。憲法上保護された領域か、外部から判明しない領域での自由こそが、個人の尊敬に最もしっかりと基礎づいているからである。第二に、他人との関係で、自己を表現すると、他人との接触が生ずるが、その他人との接触があっても、とりわけ個人の自己表現を、個人志向の自由社会で保障する目的で、憲法二一条が定められている。そして、第三に、社会の中で他人との接触をもちつつ自己の人生を開拓するに当たっては、それを制度的に保障する幸福追求権が予定される。自己の内部決定、重要な分野で決定された自己の表現、そして、それらを含む人生での自己表現の制度的保障という順序で、自己決定の自由が保障され、他人との接触が強い、制度的保障を伴う、幸福追求権の保障にあっては、「公共の福祉」による制限が予定されているのである。

さて、最も「私的」な領域が、憲法三三条と三五条によって他からの不合理な干渉を受けることのないように定められている。

このような保障を要求する原理を自由の原理と呼ぶのである。

自由の原理は、国家が「個人志向型の自由主義又は社会契約論」に立脚するかぎり、(1) 個人の基本的な自由領域には、正当化事由が存在し、「止むをえないほど重要な国家利益と必要性」が認められるときにかぎって、国家が干渉できるにとどめるとの要求、つぎに(2) 自由への干渉の程度と手段は、選びうる方途のうちで、目的とする利益や必要性と適切に関連し、最も自由を制約することの少ないものによるべきだとの要求を充足することを求めることになる。

この自由の原理を具体的に実現する方策を一定の状況で定める諸原則が憲法によって定められている。三三条と三五条では、正当化事由の存在と、捜索・押収の領域と対象の明示性の要求、さらに、その正当化根拠の存在を確認し、干渉を事前に第三者が承認する、いわゆる「令状要件」が定められており、一定の状況での令状要件の例外が定められている。そして、重要な分野で自己を表現する場合の自由の保障に当たっては、事前抑制と検閲の禁止、つまり表現に先立つ表現行為への抑制を禁止する方策が予定されている。第三に、幸福追求の限界は、政策的に議会の定める公共の福祉に基づく公共の選考又は選択によって定められるとの原則がとられている。

これらの原則は、自由の原理を、予定している状況で妥当させる方策として選択されている。

このような視点で、著者が採り上げているコンピュータを流通し、又はコンピュータに記憶・貯蔵されている情報の保障を検討すれば、そこでの情報、つまり、自己表現の結果は、限られた私人、個人、私的集団の間に限られた領域にあり、それらの者によってコントロールされているかぎり、有体物に化体されている情報と同様に不合理な捜索・押収から守られるべきも

のとなる。

そして、「憲法上保護された領域」の外で行われる私人間の交流・表現は、幸福追求権の保障の範囲で守られるべきものとなる。

不合理な捜索・押収や干渉から守られるべき、領域が、物理的有体物の空間か、ワイヤとコンピュータ施設という空間か、また守られるべき情報が、紙等の有体物に化体されているか、電気・磁力といった無体物に化体されているかは、状況の相違であって、自由の原理の変更を求める要因ではない。

この前提に立てば、文書等の有体物を介しての自己表現に必要なコミュニケイションの状況から、無体物を介してのコミュニケイションの状況の変化に対応した、原則を、自由の原理に適うように修正することが求められることになる。

その意味で、「プライヴァシーへの客観的期待」が認められる状況では、憲法三五条の要件をそのまま適用し、「プライヴァシーへの主観的期待」しか存しない場合には、気紛れの干渉でない保障で足りるとする、米国に展開されて来ている原則に立つ筆者の立場は正しいと思う。

ただ、これらの「プライヴァシー期待」の由来を、より十分に「自由の原理」と結びつけて理論化してもらいたかったというのが評者の感想である。

(二) 証拠法の分野について言えば、著者が正しく分析するように、情報の「記憶」と情報の「利用」が二元化されているところに、文書による情報の記録との相違点がある。だが、コンピュータは、中国語で「電脳」と表現されるように、人間もまた、情報の記憶を脳で行い、情報の利用は、表現――口頭か、文書か、態度かを別にして――を通して行う。ここには、まさに記憶・表現の二元化がみられるのである。

だが、人間の場合には、当の個人が、記憶を表現するのに対し、コンピュータにあっては、「記憶」、保存されている情報は、一定の約束の下に他人によってアウトプットされて「表現」されて利用に供される。

このことさえ明確になれば、記憶＝インプットされ、表現＝アウトプットされ、叙述され＝印字される経過をみれば、コンピュータにより作成される証拠が伝聞証拠の性質をもつことは明らかである。

そこで、伝聞法則の適用と例外については、コンピュータの特徴にしたがって処理すればよいことになる。

この点の著者の認識と理解は十分であり、したがって、その現行法の解釈は、ほぼ説得的である。

(三) 本書は状況の変化が大きくても、適用すべき原理に変化のない分野を扱った論文である。

アメリカ合衆国、それにひきつづいたイングランド、ウエイルズでの先行した裁判例、法律、人々の論述などを踏まえているとはいえ、表面上は、有体物に化体された情報を扱うために定められた原則によっている法律の制度を、それとは大きく異

なる「無体物」に化体された情報の扱いに応用するといった、大きな状況の変化のある分野で、実際的、実務的にも有用な研究を重ねた著者の努力に敬意を表するものである。

（慶應通信、一九九二年）

湯美　東洋